

インターン研修に関する一般的覚書（例）

（株）_____（以下「甲」という。）と国立大学法人京都大学大学院地球環境学舎（以下「乙」という。）は、乙が学生を甲に派遣して行うインターン研修プログラム（以下「プログラム」という。）について、この覚書を締結する。

（目的）

第1条 このプログラムは、乙が地球環境・地域環境問題に関する高度の知識と解決能力を持った国際的に活躍する人材を育成するため、甲における研修に基づく個別教育により、学生に地球環境課題に対応する実践的能力を獲得させることを目的とする。

（期間）

第2条 当該学生が甲において研修を行う期間は、9ヶ月以上とし1年程度を目安とする。日程については、甲、乙、当該学生の三者で協議し決定する。

（内容）

第3条 プログラムの内容及び配属先は、甲、乙、当該学生の三者で協議し決定する。

（研修指導責任者の決定）

第4条 当該学生の甲における研修指導責任者は、甲と乙で協議し決定する。

（期間中の状況把握）

第5条 研修指導責任者はプログラムの進行状況に関し、求めに応じ乙に報告するとともに、乙における当該学生の指導教員・支援指導教員は巡回指導に赴き、当該学生の研修状況を把握する。

（評価）

第6条 プログラム期間終了時に当該学生はインターン研修成果報告書を研修指導責任者と指導教員・支援指導教員へ提出する。研修指導責任者と指導教員・支援指導教員はインターン研修成果報告書に基づいて活動評価を行い、乙に報告する。

（経費の負担）

第7条 プログラム期間中の経費については、甲、乙で協議のうえ、決定する。

（期間中の災害）

第8条 当該学生のプログラム期間中の災害（通勤を含む。）については、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険をもって充てるほか、甲、乙が誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

（旅費）

第9条 当該学生が配属先に赴く旅費については、甲、乙、当該学生の三者で協議し決定する。

（期間中の宿舍の貸与）

第10条 当該学生のプログラム期間中の宿舍の貸与については、甲、乙、当該学生の三者で協議し決定する。

様式-1

(期間中の報酬)

第 11 条 当該学生のプログラム期間中の報酬については、甲、乙、当該学生の三者で協議し決定する。

(期間中の遵守事項等)

第 12 条 当該学生はプログラム実施に際し、甲の就業規則を遵守するとともに、職務遂行に当たっては、甲の指導、監督、助言等に従う。

(機密保持義務)

第 13 条 当該学生は、プログラム期間中に甲で知り得た機密を一切漏らしてはならない。

(成果の公表)

第 14 条 当該学生のプログラム期間中の研究成果の公表については、甲と乙の協議に基づいて行うこととする。

(覚書の発効と有効期間)

第 15 条 この覚書は、甲と乙の記名完了の日より 5 年間有効とする。

(覚書の終了と更新)

第 16 条 この覚書を有効期間内に終了させようとする場合は、6 カ月前に書面をもって通知することとする。また、更新する場合は、この覚書の有効期間満了の日 6 カ月前までに、甲と乙により協議を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この覚書に定めるもののほか必要な事項又はこの覚書に定める事項で疑義が生じた場合は、甲と乙の協議のうえ、定めるものとする。

この覚書は 2 通作成し、甲、乙各 1 通を保管するものとする。

年 月 日

(甲)

(記名)

印

年 月 日

(乙)

京都大学大学院地球環境学舎長

(記名)

印